

# 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準について

## これまでの国の動向

### ● 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書より(平成25年12月25日)

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設や、認定こども園制度の改善のほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブもその一つとして位置付けられている。
- また、放課後児童クラブについては、子ども・子育て関連3法の中の児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた。

### ● 現行の位置づけ

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。（平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけ）

### ● 現行の運用基準

国として事業のあるべき水準を示しているのは、放課後児童クラブガイドラインと国庫補助基準である。

### ● 新制度での基準と方向性

省令上の基準として定めるものとしては、職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間や、ガイドラインで示されている集団の規模、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則（一般原則等）に規定されている事項とすることが適当である。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

平成26年4月30日公布

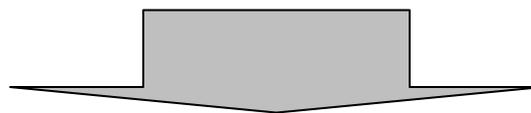
### 対応の考え方

- 国の定める基準において、十分に水準が確保されており、その基準を引き上げ又は追加する必要性がない。

ただし、「職員基準（支援の単位）」については、経過措置を設ける。

「職員基準（支援の単位）」に係る経過措置について

国が定める基準	本市の現状
<p>➤ 「1の支援の単位を構成する児童の数は、概ね40人以下とする。」(参酌すべき基準)</p>	<p>➤ 基本的な指導員の配置人数</p> <p>児童数21人～60人 = 指導員 2人</p> <p>61人～70人 = 3人</p>



### 対応の考え方

- 現在、本市では児童数60人まで指導員2人配置体制を基本としているが、放課後児童クラブの中には独自に指導員を加配しているケースも多く見受けられる。(現在、全クラブ平均で児童45.2人に対して指導員2.6人配置となっている。)
- 国においては、「社会保障審議会児童福祉部 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」の意見を踏まえ、児童が相互に関係性を構築し、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりできる単位として、「概ね40人以下」を支援の単位とする国の基準が示された。
- 急激に60人から40人程度の単位を引き下げると、単位毎に配置する指導員の確保が困難であることや指導員報酬に係る保護者負担金が急増することになるため、5年間の経過措置を設け、段階的に引き下げることとする。

### 基準（案）

- 「職員基準の内、支援の単位」については、  
国の基準をそのまま市の基準として  
「概ね40人以下」とする。
- 一方で、各クラブにおける指導員確保の困難性や  
保護者負担金の急激な変化に対応する必要があるため、  
5年間の経過措置を設ける。  
(現行の児童数60人につき指導員2人配置の基準を  
段階的に「概ね40人以下」に引き下げる。)

参 考

○「支援の単位」の変動による指導員の増

	現在の制度	新制度	
		対象学年拡大前	対象学年拡大後
登録児童数	3,798人 (H26.4 登録児童数)	3,798人 (H26.4 登録児童数)	4,837人 (H27.4「量の見込み」数)
「支援の単位」の上限	70人/3人 60人/2人	40人/2人	40人/2人
「支援の単位」の数量	84クラブ	123クラブ	147クラブ
配置する指導員の人数	183人	246人 <b>(+63人)</b>	294人 <b>(+111人)</b>
指導員報酬の額	5.18億円	7.05億円	8.44億円
市委託料	3.81億円	5.15億円 (※1)	6.16億円 (※1)
保護者負担金(※2)	1.37億円	1.90億円 <b>(+0.53億円)</b>	2.28億円 <b>(+0.91億円)</b>

※1 指導員にかかる人件費の内、平日午前中分と障がい児加配分を除き、社会保険料等の法定福利費を含む金額について、指導員1人当たりの平均単価（2,094千円）を元に試算

※2 保護者負担金については、クラブ毎に市の委託料に上乗せして独自に金額設定しているため、指導員1人当たりの人件費に係る保護者負担金の平均単価（H25実績額774千円）を元に試算

(登録児童数50人(※3)のクラブの場合)

	現在の制度	新制度	
		対象学年拡大前	対象学年拡大後
登録児童数	50人	50人	65人 (※4)
「支援の単位」の数量	1クラブ	2クラブ	2クラブ
配置する指導員の人数	2人	4人 <b>(+2人)</b>	4人 <b>(+2人)</b>
指導員報酬の額	5,736千円	11,472千円	11,472千円
市委託料(※1)	4,188千円	8,376千円	8,376千円
保護者負担金(※2)	1,548千円	3,096千円	3,096千円
(児童1人当たり)	約31,000円	約62,000円 <b>(+約31,000円)</b>	約47,500円 <b>(+約16,500円)</b>

※3 H26.4 現在のクラブ規模毎に最多人数帯が45人～55人であることから、その中間値を採用しモデルとして試算

※4 H26.4 登録児童数を50人とし、H27.4「量の見込み」の伸び率(1.27倍)を元に試算